

令和８年度学生×ＩＴ企業さが交流会運営業務委託プロポーザル実施要領

１ 業務名

令和８年度学生×ＩＴ企業さが交流会運営業務委託

２ 目的

就職を控えた大学生や専門学生に、市内に様々な分野の優れたＩＴ企業があることを知ってもらい、また、企業には自社の魅力を学生に直接伝えてもらうことで、学生と企業との相互理解を深め、地元学生の市内ＩＴ系企業への就職に繋げることにより、企業の人材確保に寄与することを目的とする。

そのため、学生と企業双方が積極的に交流できるよう、「学生×ＩＴ企業さが交流会」に係る企画書の作成と円滑な運営について、提案を求めるものである。

３ 業務内容

別紙業務仕様書のとおり

４ 委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

５ 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「学生×ＩＴ企業さが交流会運営業務委託プロポーザル審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

６ 事業費

本業務に係る経費としての予算上限額は、２，７１７千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、会場については佐賀市が借り上げるため、上記予算上限額に含めないこととする。

７ 提案参加条件

（１）参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 令和８年度において佐賀市物品購入等競争入札参加資格を有し、登録業種「その他の業務委託」、分類「イベント関係」における登録であること
- ② 佐賀市内に本店を有していること
- ③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ④ この公告の日から提案書の提出期限までの間、佐賀県及び佐賀市より指名停止措置

又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）のいずれも受けていない者であること。

- ⑤ 参加表明の日から過去３月以内に、佐賀市から契約解除されていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（２）複数提案参加の禁止

提案参加者は、１つの提案のみとする。

（３）他の提案参加者の構成員になることの禁止

既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

８ 選定スケジュール

公募開始	令和８年９月８日（火）
質問受付	令和８年９月１８日（金）まで（電子メールにて受付）
参加表明書提出	令和８年９月２５日（金）まで（消印有効）
１次審査結果通知	令和８年９月３０日（水）（書類による資格審査）
提案書等の提出	令和８年１０月１６日（金）まで（必着）
２次審査	令和８年１０月２０日（火）
結果通知	令和８年１０月下旬
業務委託契約締結	令和８年１０月下旬

９ 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

（１）提出書類

- ① 参加表明書（様式第１号） 正本１部

- ② 業務実績表（様式第3号）
- ③ 法人登記全部事項証明書（提出日の3か月以内の原本）
- ④ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
- ⑤ 市区町村税に滞納がないことの証明書
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書（別紙）

（2）参加表明書提出期限

令和8年9月25日（金） 17時まで

（3）提出方法

郵送または持参による。※郵送の場合は令和8年9月25日（金）消印まで有効

10 提案書等の提出について

（1）提出書類

- ① 提案書（様式第2号） 正本1部
- ② 企画書（自由様式） 正本1部 副本5部
 - ・ A4版（両面）とし、様式は特に定めのないものとする。
 - ・ 仕様書に基づき、審査項目に沿った提案書とすること。
- ③ 業務実施体制（様式第4号） 正本1部
- ④ 見積書（様式第5号）及び積算内訳書 正本1部
 - ・ 見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。
 - ・ 見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）

（5）提案書等提出期限

令和8年10月16日（金） 17時まで

（6）提出方法

郵送または持参による。※郵送の場合は、10月16日（金）必着

なお、企画書及び業務実施体制については、データを電子メールでも提出すること。

11 審査方法及び審査基準

（1）審査方法

- ① 1次審査及び2次審査による審査を行う。
- ② 1次審査は、参加資格審査（書類審査）とする。
- ③ 2次審査は、プレゼンテーションにより実施する。1社につき30分（説明20分、質疑10分）を予定し、順次個別に行う。なお、プレゼンテーションは委託業務を直接担当する者が行うこととする。
- ④ 2次審査の結果により提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優先交渉権者とする。受託優先交渉権者との委託内容に関する詳細協議の結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者との詳細協議を行う。

- ⑤ 提案者が1者のみであってもプロポーザルが成立することとし、審査を行った上で、審査委員の合議により事業者として適切か判断する。

- (2) 審査基準
別紙のとおり

1 2 質問の受付と回答方法

- (1) 提出書類
質問書（様式は任意）による。（連絡先は必ず明記すること。）
- (2) 提出期限
令和8年9月18日（金）17時まで（期限を過ぎた質問には回答しない。）
- (3) 提出方法
電子メールによる（kogyo@city.saga.lg.jp）
- (4) 回答方法
電子メールにて回答
9月24日（木）（予定）に参加表明書を提出した全ての者に全質疑応答集をメールにて送付する。

1 3 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提案書の提出から契約締結までの間に、7(1)⑤の措置を受けることとなったとき。
- (6) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (7) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

1 4 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、佐賀市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

1 5 その他留意事項

- (1) 提案参加に際しての必要な費用は、提案参加者の負担とする。

- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的外には使用しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (6) 業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。

1 6 事務局（書類の提出先）

佐賀市経済部 企業立地課 企業誘致室（担当：山田）

所在地 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL 0952-40-7107（直通）／FAX 0952-40-7399

メールアドレス kogyo@city.saga.lg.jp